

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当 (06-6539-3345)
処分課（担当）名	大阪教育文化振興財団・SPS共同事業体（指定管理者）
処分の名称	大阪市立生涯学習センター利用料金の減免申請
概要	大阪市立生涯学習センターの施設利用料金及び附属設備利用料金について、使用者からの申請に基づき減免します。
根拠法令等 及び条項	大阪市立生涯学習センター条例(平成5年4月1日条例第44号) 第10条第7項 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	1. 本市が主催し、又は共催する事業のために使用するとき 施設及び附属設備利用料金の全額 2. 本市と連携協力する社会教育関係団体が行う生涯学習の振興を図る事業で教育委員会が 公益上必要であると認めるもののために使用するとき 施設利用料金の100分の50に相当する額 3. その他教育委員会が公益上の必要その他特別の事由があると認められるとき 施設利用料金の100分の50に相当する額
標準処理期間	7日
経由日数	3日
提出先	大阪市立生涯学習センター
提出時期	随時
提出方法	生涯学習センター減免申請書、添付書類及び減免を受けようとする理由を明らかにして、大阪市立生涯学習センターへ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	大阪市立生涯学習センター
ホームページ	https://osakademanabu.com/
備考	